2　失活歯歯冠形成
イ　金属冠　166点
ロ　非金属冠　166点
ハ　乳歯金属冠　114点
3　窩洞形成
イ　単純なもの　60点
ロ　複雑なもの　86点
注1　1のイについて、前歯の4分の3冠、前歯のレジン前装金属冠及び接着ブリッジのための支台歯の歯冠形成は、490点を所定点数に加算する。
2　1のロについて、CAD／CAM冠のための支台歯の歯冠形成は、490点を所定点数に加算する。
3　2のイについて、前歯の4分の3冠又は前歯のレジン前装金属冠については、470点を所定点数に加算する。
4　2のイについて、メタルコアにより支台築造した歯に対するものについては、30点を所定点数に加算する。
5　2のロについて、メタルコアにより支台築造した歯に対するものについては、30点を所定点数に加算する。
6　2のロについて、CAD／CAM冠のための支台歯の歯冠形成は、470点を所定点数に加算する。
7　3について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、レーザー照射により無痛的に窩洞形成を行った場合は、う蝕歯無痛的窩洞形成加算として、40点を所定点数に加算する。
8　麻酔、薬剤等の費用及び保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

M001－2　う蝕歯即時充填形成（1歯につき）　126点
注1　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、レーザー照射により無痛的にう蝕歯即時充填形成を行った場合は、う蝕歯無痛的窩洞形成加算として、40点を所定点数に加算する。
2　麻酔、歯髄保護処置、特定薬剤、窩洞形成等の費用は、所定点数に含まれる。

M001－3　う蝕歯インレー修復形成（1歯につき）　120点
注　麻酔、歯髄保護処置、特定薬剤、窩洞形成等の費用は、所定点数に含まれる。

M002　支台築造（1歯につき）
1　メタルコア
イ　大臼歯　176点
ロ　小臼歯及び前歯　150点
2　その他　126点
注1　窩洞形成、装着等の費用は、所定点数に含まれる。
2　保険医療材料（築造物の材料を除く。）、薬剤等の費用は、所定点数に含まれる。

M002－2　支台築造印象（1歯につき）　26点
注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

M003　印象採得
1　歯冠修復（1個につき）
イ　単純印象　30点
ロ　連合印象　62点
2　欠損補綴（1装置につき）
イ　単純印象
(1)　簡単なもの　40点
(2)　困難なもの　70点
ロ　連合印象　228点
ハ　特殊印象　270点
ニ　ブリッジ
(1)　支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合　280点
(2)　支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合　332点
ホ　口蓋補綴、顎補綴
(1)　印象採得が困難なもの　220点
(2)　印象採得が著しく困難なもの　400点
3　副子（1装置につき）　40点
注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

M003－2　テンポラリークラウン（1歯につき）　34点
注1　テンポラリークラウンは、前歯部において、区分番号M001に掲げる歯冠形成のうち、レジン前装金属冠若しくはジャケット冠に係る費用を算定した歯又はレジン前装金属冠若しくはジャケット冠の歯冠形成を行うことを予定している歯について、レジン前装金属冠又はジャケット冠の歯冠形成を算定した日から当該補綴物を装着するまでの期間において、1歯につき1回を限度として算定する。
2　テンポラリークラウンの製作及び装着に係る保険医療材料等一連の費用は、所定点数に含まれる。

M004　リテイナー
1　支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合　100点
2　支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合　300点

M005　装着
1　歯冠修復（1個につき）　45点
2　欠損補綴（1装置につき）
イ　ブリッジ
(1)　支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合　150点
(2)　支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合　300点
ロ　有床義歯
(1)　少数歯欠損　60点
(2)　多数歯欠損　120点
(3)　総義歯　230点
ハ　有床義歯修理
(1)　少数歯欠損　30点
(2)　多数歯欠損　60点
(3)　総義歯　115点
ニ　口蓋補綴、顎補綴
(1)　印象採得が困難なもの　150点
(2)　印象採得が著しく困難なもの　300点
3　副子の装着の場合（1装置につき）　30点
注1　区分番号M015－2に掲げるCAD／CAM冠を装着した場合は、所定点数に相当する点数を所定点数に加算する。
2　2のイについて、支台装置ごとの装着に係る費用は、所定点数に含まれる。